

一般社団法人海部津島青年会議所
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人海部津島青年会議所（英文名 Junior Chamber International Amatsushima）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県津島市立込町4丁目144番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、第5条に定める事業を実施、展開することにより、地域社会と国家の健全な発展を目指し、会員相互の信頼をもとに資質の向上と啓発に努めるとともに、国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人、法人又はその他の団体の利益を目的として事業を行わない。

2 この法人を、特定の政党のために利用してはならない。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (4) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (6) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- (7) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献を目的とする事業
- (8) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を推進する事業
- (9) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業

- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業については、愛知県内において行うものとする。
- 但し、目的達成のために必要な地域選定であると認められる場合はこの限りではない。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した愛知県津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡並びにこれらの近郊に居住する、又は所属事務所を有する満20才以上、満40才未満の品格ある青年。ただし、事業年度の途中において満40才に達した正会員は、その年度終了に至るまで正会員の資格を有するものとし、すでに他の青年会議所会員であるものは、この法人の正会員の資格を有することはできない。

(2) 特別会員

満40歳に達したことにより正会員の資格を失った者で、理事会で承認された者。

(3) 名誉会員

この法人に功労のあった者で、理事会で承認された者。

(4) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者。

(会員の権利)

第7条 正会員は、この定款に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第8条 この法人の会員は、この定款その他の規則を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

(入会)

第9条 正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入会に関する事項は規則において定める。

(入会金及び会費等)

第10条 会員は、総会において定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。
- (4) 破産手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第12条 会員がこの法人を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、やむ得ない事由があるときはこの限りではない。

(除名)

第13条 正会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の総議決権の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を毀損し又はこの法人の目的遂行に反する行為をしたとき。
 - (2) この法人の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
 - (3) この定款又は総会の決議に違反する行為があったとき。
 - (4) 会費の納入義務を1年以上に渡って履行しないとき。
 - (5) 総会及び例会の出席率が30%を割ったとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名するときは、当該会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 特別会員又は賛助会員が第1項各号の一に該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。

(休会)

第14条 正会員が、やむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会中の会費は免除しない。

(会員資格に伴う権利及び義務)

第15条 会員が、第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び数)

第16条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事……………8人以上15人以内

(2) 監事……………2人以上4人以内

- 2 理事のうち1人を理事長、2人以上4人以内を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって、一般社団・財団法人法上第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員資格及び選任)

第17条 役員は、総会においてこれを選任する。ただし、理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選出する。ただし、理事長選出にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

- 2 理事は、正会員のうちから選任する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼任することはできない。
- 4 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 5 理事のいずれか1人とその親族その他特別な関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 その他、役員を選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(役員任期)

- 第18条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された年の翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。
2. 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された年の翌年の1月1日に就任し、選任された年の翌々年の12月31日任期が満了する。ただし、再任を妨げない。なお、任期の途中において40才に達した場合においても、任期満了までその職に就くことができる。
 3. 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期が満了するときまでとする。
 4. 理事及び監事は、第16条第1項で定めた員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行わなければならない。

- 第19条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務執行を決定する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐して業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事会が予め定めた順位に従い、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を執行し、事務局を統括する。
 - 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務、権限)

- 第20条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 監事は、理事の職務執行を監査する。
 - (2) 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - (3) 監事は、この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。
 - (4) 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - (5) 監事は、総会に出席し、必要があるときは、意見を述べることができる。
 - (6) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 - (7) 監事は、前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長

に対し、理事会の招集を請求することができる。

- (8) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求した監事は、理事会を招集することができる。
- (9) 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (10) 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(辞任及び解任)

第21条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、解任することができる。この場合、その役員に対し、総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(直前理事長等)

第22条 この法人には、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という）を置くことができる。

- 2 顧問の選任に関しては、第17条1項の規定を準用する。
- 3 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 4 顧問は理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 5 直前理事長等の任期、辞任及び解任は、第18条第1項及び第21条の規定を準用する。

(報酬等)

第23条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員が在籍しているときはその者に報酬を支給することができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、総会の決議により定める。

(責任の免除)

- 第24条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。

第4章 総会

(種類)

- 第25条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構成)

- 第26条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

- 第27条 総会は、次の各号を決議する。
- (1) 役員を選任又は解任
 - (2) 役員報酬の額
 - (3) 定款の変更。
 - (4) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
 - (5) 事業報告及び会計報告の承認
 - (6) この法人の解散及び残余財産の処分方法
 - (7) 規則の制定、変更及び廃止
 - (8) 会員の除名
 - (9) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受
 - (10) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (11) 前各号に定めるほか、法令又はこの定款に定める事項

(開催)

- 第28条 定時総会は、毎年1回1月に開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事会において、開催の決議がなされたとき。
- (3) 総議決権5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。
- (4) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第29条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 総会を招集する場合は、次に掲げる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、前条2項第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の10日前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができることとするときは、14日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第30条 総会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第31条 総会は、正会員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(総会の決議)

第32条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権数の過半数をもって決する。この場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(書面による議決権の行使)

第33条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面により議決権を行使し、又は他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合において、第31条及び前条の規定の適用については、当該会員は出席したものとみなす。
- 3 正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(議決権)

第34条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(総会の議事録)

第35条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及びその会議において選出された出席正会員の2人以上が、これに署名押印するものとする。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員の数（書面表決者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の指名に関する事項

第5章 理事会

(理事会の構成)

第36条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選任及び解職
- (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督

- (4) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分又は譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 第24条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任の限定契約の締結
- 3 直前理事長等は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（種類及び開催）

第38条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度12回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第20条第1項第8号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

（招集）

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した理事がこれにあたる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に定めるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数をもって決する。この場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項に規定は、第19条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第45条 この法人は、目的達成に必要な事項を調査、研究、企画、立案及び実施するために、年6回以上例会を開催する。なお、当該事業年度の前期（1月から6月の期間）及び後期（7月から12月の期間）で、各3回以上は開催するものとする。但し、災害の発生により、例会の開催が困難である又は会員の生命に危険が生じると、理事長が判断した場合においてはこの限りではない。

- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会)

第46条 本会は、目的達成に必要な事項を調査、研究、企画、立案及び実施するために委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長及び副委員長及び委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て、理事長がこれを任命する。
- 4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第47条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議による。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(会計原則)

第49条 この法人の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、また同様とする。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。）並びにこれらの附属明細書（以下計算書類等という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時総会において承認を得るものとする。

- 2 この法人は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すか、この法人の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第52条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 この法人が、重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、また同様とする。

第8章 管理

(事務局)

- 第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
 - 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
 - 4 前各号のほか、事務局に関し必要なことは、理事長が理事会の決議により定める。

(帳簿及び書類の備付け)

- 第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (1) 定款その他諸規則
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 役員名簿
 - (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (5) この定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 事業計画書及び収支予算書
 - (7) 事業報告書、計算書類等
 - (8) 監査報告書
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 会員は前各号の帳簿及び書類をいつでも閲覧することができ、理事長は正当な理由なくしてその閲覧を拒むことができない。
 - 3 第1項各号の帳簿及び書類は法令又はこの定款に別段の定めがあるものを除き事務所に5年間備え置くものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示するものとする。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。(公告)

第57条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第58条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第59条 この法人は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 この法人が合併したときは、法令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第60条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第61条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

(清算人)

第62条 この法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第63条 この法人は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するために必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 補 則

(委任)

第64条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別にこれを定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事である理事長は服部高志、最初の業務執行理事である副理事長は永坂規明、平野伸弥、及び浅井治行並びに専務理事は吉岡和也とする。
3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の登記を行ったときは、第48条の規定に関わらず、特例民法法人の解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、一般社団法人設立の登記の日を開始日とする。